

平成29年度
小学校入学児対象
就学時健康診断の
ご案内

問 学務課 ☎ 内線3236

対象児童の保護者に、10月上旬までに「就学時健康診断通知書」を送付します。内容を確認し、保護者同伴のうえ、指定校で必ず受診してください。

人 29年度に小学校に入学するお子さん(22年4月2日～23年4月1日生まれ)

物 室内履き、履物入れ、筆記用具、母子健康手帳、就学時健康診断票(必要事項を記入)、着脱しやすい服装

◆日程
(受付は午後1時30分～2時、来校は1時15分以降可)

開催日	学校名	所在地
10月	19日(水)	三小 上連雀4-12-3
	21日(金)	井口小 井口3-7-11
		東台小 中原2-17-37
	25日(火)	五小 井の頭2-34-21
		北野小 北野3-1-5
	28日(金)	高山小 牟礼4-6-12
11月	31日(月)	七小 上連雀7-7-7
	1日(火)	一小 新川6-4-32
	2日(水)	中原小 中原2-12-13
	4日(金)	二小 野崎3-19-1
		四小 下連雀1-25-1
	11日(金)	大沢台小 大沢2-6-18
	16日(水)	羽沢小 大沢4-9-1
	22日(火)	南浦小 下連雀9-9-1
12月	25日(金)	六小 下連雀6-13-1
	2日(金)	予備日(教育センター) 下連雀9-11-7

※自家用車での来場はご遠慮ください。
※私立・国立を受験する方も受診できます。
※29年1月以降に市から転出予定の方も受診してください。年内に転出する方や、実施日に病気などで都合が悪くなった方は、同課へお問い合わせください。

障がい者(児)手当の受給資格を更新します

問 障がい者支援課 ☎ 内線2618

毎年8月は、各種手当の更新月です。所得制限や施設入所などで受給資格がなくなった方でも、再び前年の所得が基準内になった場合や施設を退所した場合は、改めて申請手続きをすることで手当を受給できます。受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。 申 同課(市役所1階14番窓口)へ

手当の種類			対象者	手当月額
①	特別障害者手当(国)		20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がいが二つ以上重複するか、これらと同等の疾病、精神障がいの方	26,830円
	障害児福祉手当(国)		20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1・2度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障がいの方	14,600円
②	重度心身障害者手当(都)		常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者	60,000円
③	三鷹市心身障がい者福祉手当	特別障がい手当(都)	20歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方	15,500円
		一般障がい手当(市)	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方	4,000円
		特定疾患(難病)手当(市)	市の指定する疾患を有し、特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方	6,000円

※手当は申請した月(一部手当については翌月)分から支給します。
※手当によって、所得制限や併給制限などの支給要件があります。
※特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・特別障がい手当は、特定の施設に入所している場合は受給できません。
※重度心身障害者手当と特別障がい手当は、65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

更新手続きが必要な方は書類の提出をお忘れなく

現在各種手当を受給している方で、受給資格の更新のため現況届や平成28年度住民税課税(非課税)証明書(1月1日時点で住所のあった市区町村が発行)などの提出が必要な方に、案内をお送りしています。未提出の場合は手当の支給が停止しますので、必ず期限内にご提出ください。

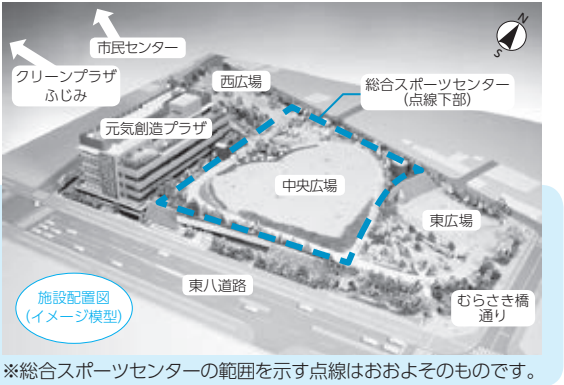
- ①特別障害者手当などの更新
受給者全員に、現況届を郵送しています。未提出の場合は、8月分以降の手当が支給されません。
申 8月12日(金)～9月12日(月)(必着)に現況届(1月2日以降に転入した方は28年度住民税課税(非課税)証明書も)を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ
◇8月10日(水)に、5～7月分の特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)を、指定預金口座に振り込みます。
- ②重度心身障害者手当の更新
受給者全員に、所得状況届を郵送しています。未提出の場合は、10月分以降の手当が支給されません。
申 8月31日(水)(必着)までに所得状況届(1月2日以降に転入した方は28年度住民税課税(非課税)証明書も)を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ
- ③三鷹市心身障がい者福祉手当の更新
1月2日以降に転入した受給者に、9月以降に案内を郵送します。未提出の場合は、8月分以降の手当が支給されません。
申 10月31日(月)(必着)までに28年度住民税課税(非課税)証明書を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ

平成28年度竣工予定
三鷹中央防災公園・
元気創造プラザ
整備事業

平成29年4月に開設を予定している新施設は、地上1階の連絡通路(モール)により、元気創造プラザから東広場に通じ抜けることができます。今号では、この連絡通路について紹介します。

問 都市再生推進本部事務局、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室 ☎ 内線2054

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園(災害時には一時避難場所として機能)とその下部には総合スポーツセンターを、そして老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約し、防災センター機能を加えた施設である元気創造プラザを一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。竣工(しゅんこう)は平成28年度末を予定しています。
なお、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど、財政負担の軽減を図りながら事業を推進していきます。



新施設の地上1階に設ける連絡通路(モール)は、通路幅が約8mと広くとられています(写真①)。開設後は通路としての利用に加え、市民の交流やにぎわいを創出するためのスペースとして、物品販売や展示などの利用も想定しています。また、連絡通路の南側壁面(写真①の左側)には窓が設置されており、地下2階のメインアリーナの様子を上から眺めることができます。
連絡通路の途中にある階段と西広場側の入り口横にある階段からは、地下1階の総合スポーツセンターに降りることができます。この階段部分は吹き抜けになっており、境界部分をガラススクリーンにすることで、見通しの良い一体感のある空間を演出しています(写真②③)。

